

給付認定申請のご案内（新制度幼稚園）

令和元年10月からスタートした「幼児教育無償化新制度」では、保護者からの申請により、給付を受ける資格・区分（※）などを市が認定する仕組みとなっています。申込書は、以下の認定区分により様式が異なります。

1. 認定区分について

認定区分	対象となる子ども (各要件をすべて満たす方)	必要書類
教育認定	①満3歳以上の小学校就学前の子ども ②保育の必要性がない方または、預かり保育を利用しない方	【申込書】 教育・保育給付認定申請書・申請内容変更届書 兼幼稚園等入園申込書（様式第1号）
新2号認定 (新3号認定)	①満3歳以上の小学校就学前の子ども ※満3歳クラスの方は住民税非課税世帯のみ対象(新3号認定) ②保育を必要とする方 ③預かり保育を利用する方	【申込書】 教育・保育給付認定申請書兼施設等利用給付認定申請書兼幼稚園等入園申込書（様式第10号） 【父・母の保育の必要性に関する証明書】 以下2. の各種証明書の添付が必要です。

2. 保育の必要性について

(1) 保育を必要とする事由

お子さんの保護者（両親）がいずれも「保育を必要とする事由」に該当していることが必要です。

保育を必要とする事由	具体的内容
就労	家庭内外で児童と離れて家事以外の労働をしている場合 (月に64時間以上の労働をしていること。) ※ 農業の場合、作付面積が水田15アール以上または果樹・畑作15アール以上あること
妊娠出産	母親が妊娠中であるか、出産後間がない場合 (2歳未満：妊娠が分かったとき～出産月の翌月から数えて6ヵ月まで) (2歳以上：妊娠が分かったとき～生まれた子の3歳到達年度の3月31日まで) ※ 年齢は4月1日現在の満年齢
疾病・障害	疾病や障害をお持ちである場合
親族の介護・看護	同居または長期入院等している親族を常時介護・看護している場合
同居人以外の介護・看護	同居以外の親族を常時介護・看護している場合
家庭の災害の復旧	震災等の災害の復旧に当たっている場合
求職活動・起業準備	求職活動や起業準備をしている場合 (最長3ヵ月間までとします。また、同一年度中に同じ理由での再認定はできません。)
就学	家庭の外で就学している場合(職業訓練校等における職業訓練を含む。) (月に64時間以上の就学をしていること。)
虐待やDVのおそれ	児童虐待を行っているまたは再び行われるおそれがあると認められる場合等
育休取得中で、既に保育の必要性があると認定されている児童の継続利用が必要と認められるもの	育児・介護休業法に基づく育児休業期間中で、既に保育の必要性があると認定されているお子さんの継続利用が必要と市が認める場合
その他	上記に類するものとして市が認める場合

(2) 必要書類

【就労】
・ 自身や親族が経営者でない第三者の経営する会社等に勤務する方 「就労証明書」に、職場から証明を受けてください。
・ 自営業の方、自身や親族が経営する会社等に勤務する方、農業を営んでいる方 「就労証明書」に、就労者自身が記入してください。
また、添付資料として確定申告書や源泉徴収票、開業届等が必要です。（原則、本人名義の書類。）
【妊娠出産】
母子健康手帳のコピー（表紙および出産予定日が確認できるページまたは出産届出済証明のページ）
【疾病・障害】
障害者手帳・療育手帳のコピーまたは医師による診断書(市の様式)
※ 診断書は、「傷病の程度」の項目いずれかに該当し、「保育できない理由」が記載されていること
※ 手帳や診断書に記載された期間（加療見込期間）が認定の有効期間となります。
【親族の介護・看護】
障害者手帳(1・2 級)・療育手帳のコピーまたは医師による診断書(市の様式)、介護・看護状況申告書
※ 診断書は、「傷病の程度」が「乳幼児保育不可能」で、「保育できない理由」が記載されていること
※ 手帳や診断書に記載された期間（加療見込期間）が認定の有効期間となります。
【同居人以外の介護・看護】
上記【親族の介護・看護】の必要書類に加え、介護・看護を必要とする方の家庭内で65歳未満の同居人がいる場合、その同居人の方が介護・看護できないことを証する第三者の証明書（就労証明書、診断書等）
【家庭の災害の復旧】 町会の民生・児童委員による実態調査書
【求職活動】 「求職に関する申立書」(市の様式)
【起業準備】 「就労証明書」および添付書類（店舗賃貸借契約書、開業届等のコピー）
【就学】
学生証または在学証明書のコピー
※ 専修学校、職業訓練学校の場合は、カリキュラム等の就学時間の分かる資料を添付
※ 学生証や在学証明書の期間（在学期間）が認定の有効期間となります。
【虐待やDVのおそれ】 事前に保育課またはこども福祉課へご相談ください。
【育休取得中】 育児休業期間が明記された書類(職業安定所または職場発行)
【その他】 事前に保育課へご相談ください。

3. 無償化の対象範囲について

利用料(副食費分以外)は、申請された方は全員無償化の対象となります。預かり保育料は、預かり利用者の方が実際に利用した預かり保育に関する料金と下記の上限額を比較して、どちらか少ない方の金額を給付します。

認定区分	利用料 (月額)	預かり保育料 (月額)※	無償化の対象外 である費用
教育	無償化 ※副食費は別途徴収	対象外	通園送迎費、教材費、食材料費、行事費等
新2号		12,300 円	
新3号		17,700 円	

※ 預かり保育料は、実際の利用日数が月に25日以下である場合、490 円×利用日数で計算した金額が上限になります。

例. 預かり保育を10日利用して5,000円かかる
⇒ (預かり保育料)5,000 - (10×490) = 100 円が利用者の負担

【副食費の免除対象者の決め方】

- ・副食費の免除対象者は、家計の主宰者(原則としてご両親)との市民税額によって決定します。
- ・令和 9 年8月分までは令和 8 年度市民税額、令和 9 年9月分～令和 10 年3月分までは令和 9 年度市民税額で算定します。

【副食費の免除対象者の決定に必要な書類】

- ・令和8年1月1日現在、松本市に住民登録がある方
原則、提出する必要はありません。ただし、算定年度の市民税額が未申告の方は至急申告を済ませ、「申告書の控」のコピー(確定申告の場合は第1表と第2表)をご提出ください。
- ・令和8年1月1日現在、松本市に住民登録がなかった方
原則、マイナンバーによる税照会を行います。
①個人番号提供書(世帯全員分の記載が必要です)
②代表保護者の身分証明書(運転免許証など顔写真付きのもの1点または氏名入りの公的証明2点)
③代表保護者のマイナンバー通知カードの写し
(マイナンバーカードをお持ちの方は、身分証明書の提出は不要です。)
①～③を専用の封筒に入れ封をした状態で、各園にご提出ください。
マイナンバー提供を拒否される方、その他以下に該当する方は、下記のいずれかを提出してください。

	世 帯	必要書類	備考
(1)	市民税が給与から天引きされている方(会社員等)	「令和8年度 市民税・県民税特別徴収額の決定・変更通知書」の写し	6～7月に勤務先から届きます。
(2)	市民税を納税通知書で直接納めている方	「令和8年度 市民税・県民税 納税通知書」の写し	6月初旬に各市町村の税担当課から郵送されます。
(3)	上記の書類が用意できない方	「令和8年度 所得・課税・扶養等証明書」 (令和7年1月～12月の所得、控除内容および令和8年度市民税課税額がわかるもの)	令和8年1月1日現在の住民登録市町村に請求してください。
(4)	外国に住所があった方	令和7年1月から12月の総所得がわかる書類(前年分給与所得の源泉徴収票 等)	
(5)	未申告の方 または 所得の無い方	至急、前住所地の市町村民税担当課または税務署で申告を済ませ、前住所地の市町村で発行する、「令和8年度 所得・課税・扶養等証明書」を提出してください。市民税額が未確定の場合は、最高額の階層で仮決定します。	

【認定変更】

以下は、入園申し込み後のご案内となります。

認定変更の内容により、申請書の種類、期限等が異なります。認定変更期限を過ぎてから申請があったものについては、原則翌々月以降に反映されます。認定区分・内容により無償化の対象範囲が変わりますので、申請漏れのないようご注意ください。

届出内容	申請書の様式	申請期限
教育認定に新規申し込み (保育の必要性に該当しない方)	教育・保育給付認定申請書(様式第1号)	各園指定日
新2号認定に新規申し込み (預かり保育を利用し、かつ保育の必要性に該当する方)	教育・保育給付認定申請書兼施設等利用給付認定申請書(様式第10号)	各園指定日
教育認定から新2号認定に認定変更 (預かり保育無償化を希望する場合)	施設等利用給付認定申請書(様式第9号)	前月15日保育課必着
新2号認定から教育認定に認定変更 (預かり保育無償化を利用しない場合または保育の必要性に該当しなくなる場合)	教育・保育給付認定申請書(様式第1号)	前月15日保育課必着
新2号認定の認定期限が満了する場合	【新2号認定の別の要件に該当しない方】 申請不要 【別の要件に変更する方】 施設等利用給付認定申請書(様式第9号)	前月15日保育課必着 ※要件を変更する場合は申請が必要です、ご注意ください。
その他の変更 (住所・世帯状況等)	教育・保育給付認定申請書(様式第1号)	事由発生後すみやかに

【早見表】

申請内容	新入児	在園児
教育認定で新規申込	教育・保育給付認定申請書(様式第1号)	—
教育認定かつ新2号認定(預かり無償化希望)で新規申込	教育・保育給付認定申請書兼施設等利用給付認定申請書(様式第10号)	—
教育認定から新2号認定に認定変更	—	施設等利用給付認定申請書(様式第9号)
新2号認定から教育認定のみに変更	—	申請不要
内容変更(住所変更等)	教育・保育給付認定申請書(様式第1号)	
保育要件変更(妊娠・出産から就労への切り替え等)	施設等利用給付認定申請書(様式第9号)	